



海老川上流地区の都市計画の決定について

【土地利用】

- 船橋都市計画用途地域の変更（市決定）
- 船橋都市計画高度地区の変更（市決定）
- 船橋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（市決定）
- 船橋都市計画海老川上流地区地区計画の決定（市決定）

【都市施設】

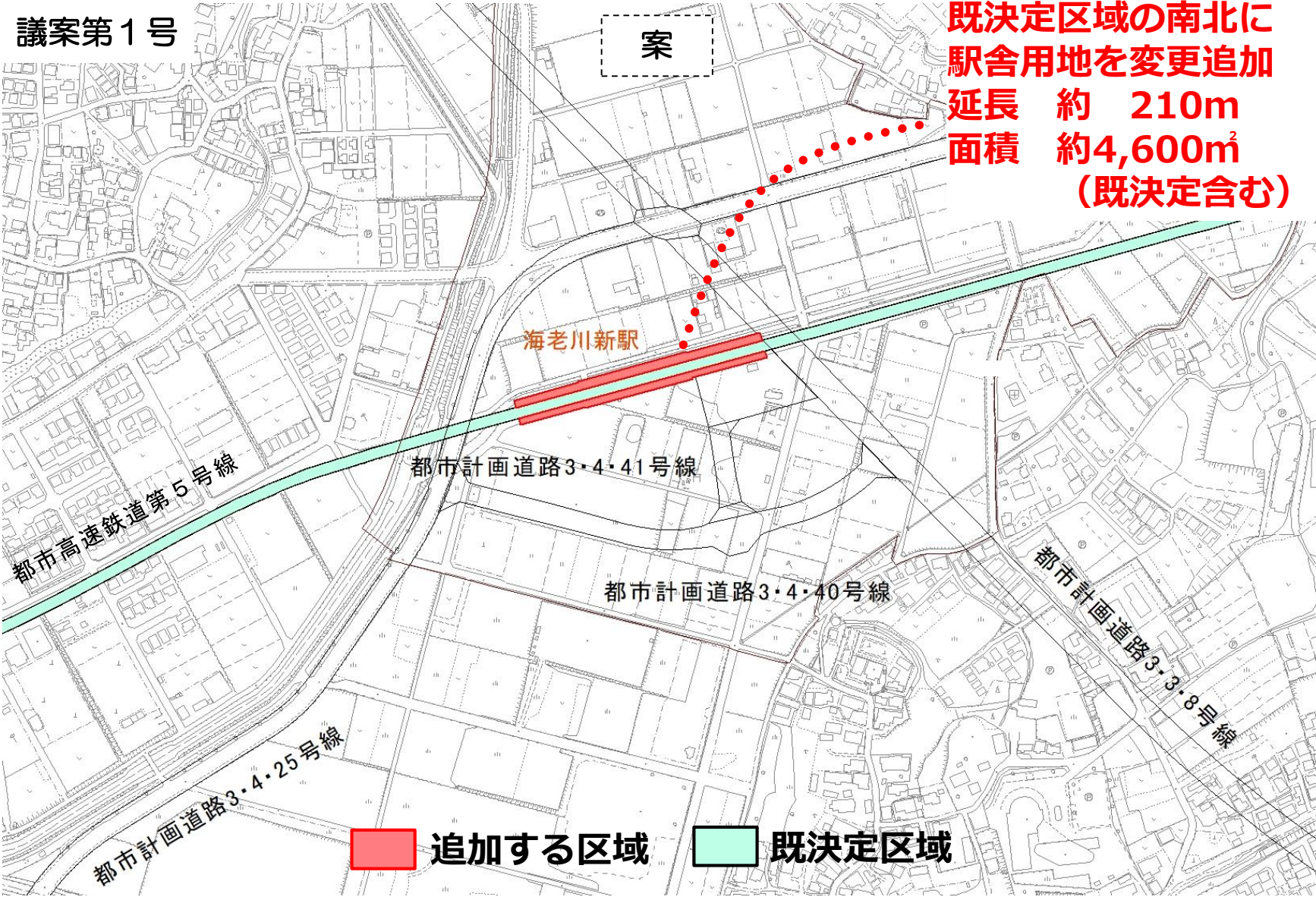
- 船橋都市計画都市高速鉄道の変更（県決定）
- 船橋都市計画道路の変更（市決定）

船橋都市計画都市高速鉄道の変更

議案第1号

案

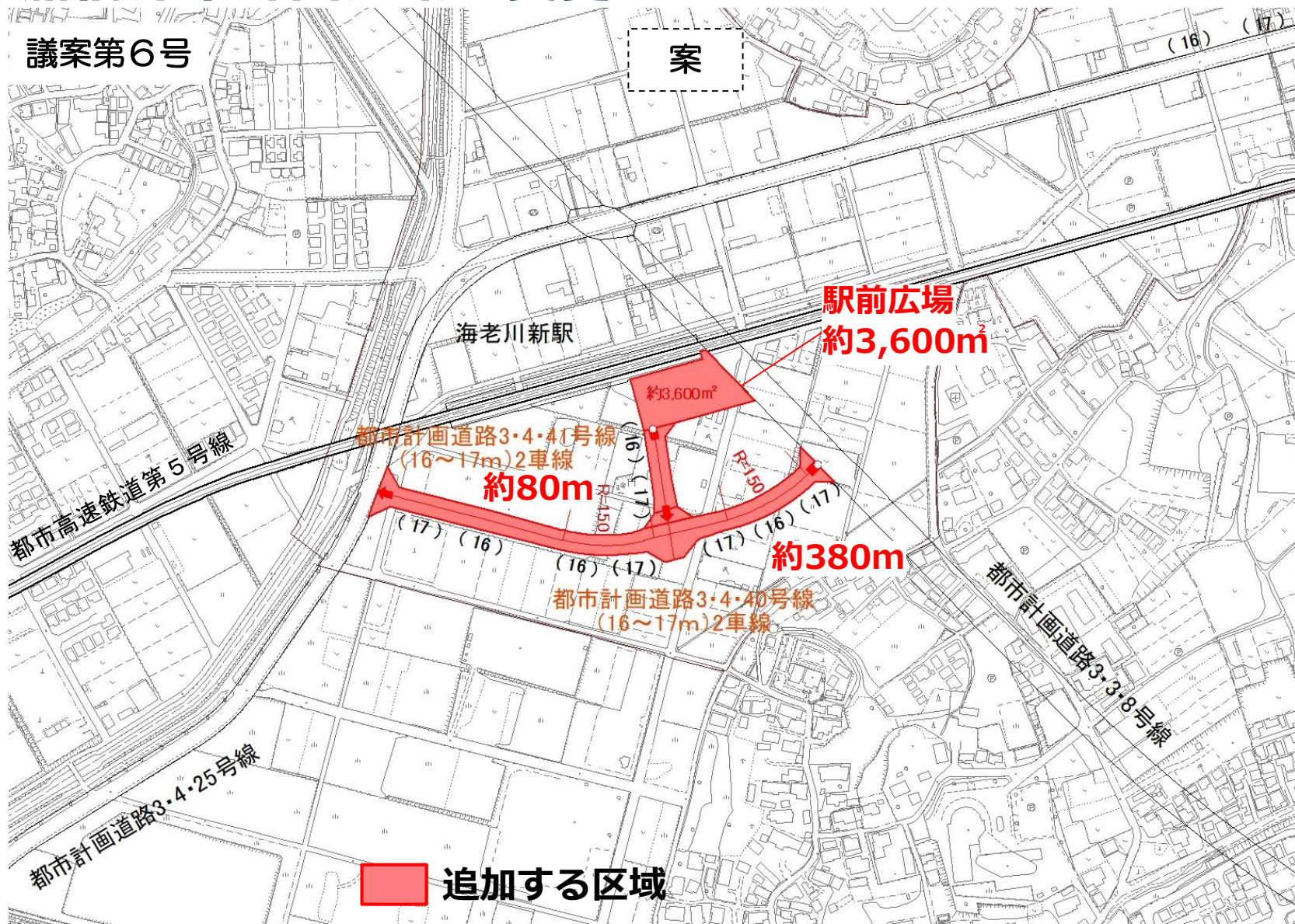
既決定区域の南北に
駅舎用地を変更追加
延長 約 210m
面積 約4,600㎡
(既決定含む)



船橋都市計画道路の変更

議案第6号

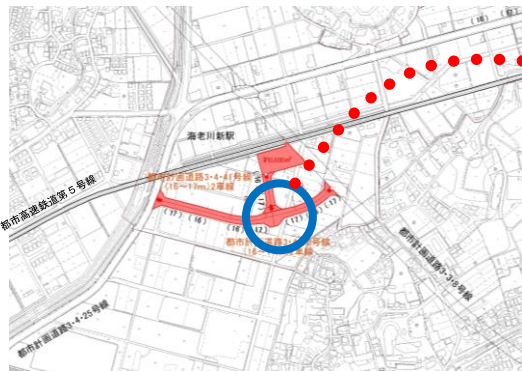
案



ラウンドアバウトの設置

前回(第146回)報告資料と同じ

参考



まちのシンボルとなる
ラウンドアバウト

ラウンドアバウト（環状交差点）

交差点内を周回する車両の交通が優先

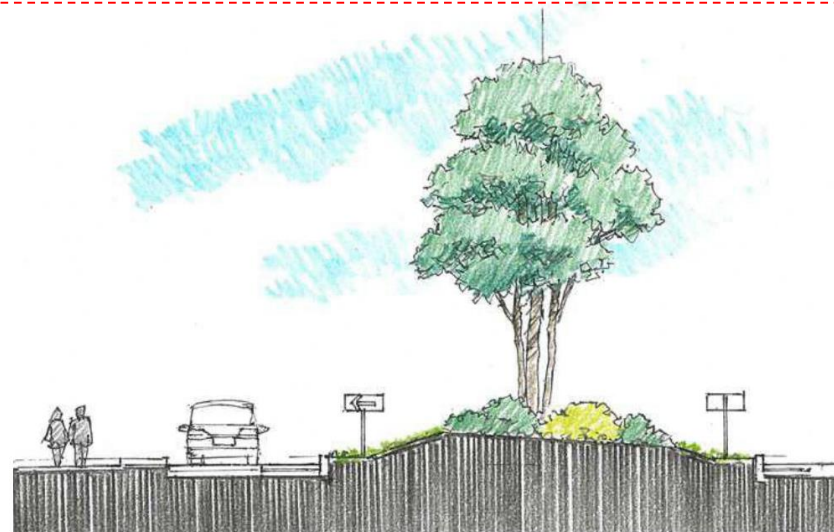
交差点に進入する車両は停止・徐行など
進入速度が抑制

信号のない交差点でも比較的安全に
交通処理が可能



ラウンドアバウトにおける交通イメージ

写真：下藤環状交差点（出典：焼津市ホームページ）



断面イメージ図

図出典：（仮称）ふなばしメディカルタウン実現方針

都市計画に対する意見等

① 案の概要の縦覧者数・公聴会における公述者数（地区計画以外）

①－1. 案の概要の縦覧者数（3月17日～3月31日）

種別	縦覧者数	種別	縦覧者数
都市高速鉄道	7名	防火地域・準防火地域	4名
用途地域	5名	道路	5名
高度地区	4名		

①－2. 公聴会における公述者数（5月13日）

種別	公述者数	種別	公述者数
都市高速鉄道	4名	防火地域・準防火地域	2名
用途地域	3名	道路	2名
高度地区	2名		

※公述の要旨及び千葉県・船橋市の考えは別紙1のとおり
（ホームページで公開しています）

② 原案の縦覧結果（地区計画）

◆縦覧者数（3月17日～3月31日）：3名 ◆意見書数：0

都市計画に対する意見等

③ 案の縦覧者数・意見数（都市計画法第17条）

◆縦覧期間：9月1日～9月15日

③－1. 縦覧者数

種別	縦覧者数	種別	縦覧者数
都市高速鉄道	4名	防火地域・準防火地域	5名
用途地域	6名	地区計画	6名
高度地区	5名	道路	6名

③－2. 意見数

種別	意見数	種別	意見数
都市高速鉄道	4名	防火地域・準防火地域	4名
用途地域	4名	地区計画	4名
高度地区	4名	道路	4名

※船橋市決定分の都市計画の意見の要旨及び船橋市の見解は別紙2のとおり

今後のスケジュール（予定）

